

リスク管理検討会（第1回）議事概要

日 時：平成17年10月28日（金）13：00～15：35

場 所：消費・安全局第5会議室

出席者：別紙のとおり

議事概要：

○ 消費・安全局消費・安全政策課長が冒頭、挨拶を行なった。

主な内容は以下の通り。

2003年にBSEの問題を受けて、厚生労働省と農林水産省は、内閣府に設置された食品安全委員会に諮問するリスク管理機関として位置付けられた。

リスク管理を実施するためには、まず能力養成が必要。さらに、どのような手順でリスク管理を行ったら良いかルールを明確にするため、本年8月に食品の安全性に関する標準手順（以下、SOPという）を作成した。

リスク管理を有効にするためには、食品関連事業や消費者の現場の情報が必須と考えており、本検討会の結果が、直接、行政施策とはならないかもしれないが、農林水産省がリスク管理に関する施策についての判断の基礎として活用したいので、忌憚のない意見を各検討メンバーから聞きたい。

○ 検討会参加者の自己紹介が行われた。

○ 事務局より、資料に基づき説明を行った。主な質疑は以下のとおり。

（メンバーからの発言：▶、事務局からの回答：⇒）

<資料3関係>

資料3については、本検討会の場で各検討会委員から了承された。

▶ リスク管理を的確に実施するために必要な関連業界の情報等を非公開にするとの説明だったが、透明性を確保するためには、まず本検討会で実質的な議論をきちんと行うことが重要。

▶ 本検討会の場では、一定の結論を出すのではなく、個別案件についての情報を出し合い、議論していくという理解で良いか。

⇒ そのとおり。リスク管理についての結論は行政が出すこととなるが、一方で、そのために必要な情報が不足したまま判断すれば、消費者なり、食品事業者なりのどちらか一方に不利益となる恐れがある。

本検討会で情報・意見の交換を行い、現場の実態を知った上で、行政が最終的な結論を出す。また、場合によっては、本検討会の結果が、施策に直結することもあり得る。

▶ 食品の安全という言葉だけを追求して作成したマニュアルが、結果的には形骸化して終わってしまう場合もある。国民というのは消費者だけを指しているのではなく、食品の製造業者である我々も含めた全てを含んでいるんだと考えれば、情報交換の中で、現場の実態を情報提供したい。

▶ 食品事業者が、食品に関してのあらゆるデータ、情報を持っているのは間違いないと考えるが、我が国では公表を嫌がる風潮がある。

しかし、公開する条件が、初めからはっきりしているので、情報提供が可能。

▶ 食品事業者の情報提供は、リスク管理をするに当たって必要である事はわかるが、事業者名まで出すのか。

⇒ 企業名等の固有名詞まで情報として公開する考えは全くない。

本検討会目的は、特定工場の事故原因の追求などといったものとは異なっている。誰がというよりも、実際どういう状態かという情報が重要であると考えている。

<資料5～9関係>

▶ 本検討会では、緊急時の対応を議論するものではないということか。

⇒ そのとおり。

▶ SOPの「リスク管理者」とは誰か。

⇒ 農林水産省であれば、消費・安全局内の食品安全にかかわる職員。

▶ SOPの4.4のリスクアセスメントポリシーの策定に関して、要素としてタイムスケジュールを明記すべきではないか。

⇒ 情報、データがないと手続きは進まない。

リスクアセスメントポリシーは、リスク評価の目的や方向性事前に明らかにするものである。スケジュールについては、それ以外の要素も影響するので、含めていない。

▶ 鳥インフルエンザの関係でワクチンは検討の対象か。

⇒ 鳥インフルエンザは、動物衛生の問題。ただ、動物薬としてのワクチンの

登録は、手続きが決まっており、本検討会では扱わない。

- ▶ SOPの「科学的」とは何を指しているのか。
 - ⇒ 科学的なデータがあり、第三者の検証が可能なものと考えている。
- ▶ SOPがあるが、今後、個別の危害要因毎に手順書を作成するのか。
 - ⇒ 個別の手順書は作成しない。
- ▶ リスクプロファイルは公表するのか。
 - ⇒ 公表する。
- ▶ 本検討会の今後の開催予定は未定との説明だったが、次回の課題は、早めに教えていただきたい。
- ▶ サーベイランス・モニタリングに関するガイドラインについて教えてほしい。
- ▶ リスク管理というからには、SPS協定について知識を得る必要があるのではないか。
 - ⇒ 次回は、要望のあった、SPS協定及びサーベイランス・モニタリングに関するガイドラインについての勉強会として開催することを検討。

－以上－